

## 早期契約制度及びフレックス工期契約制度に関する質問・回答

1 配置技術者等		
番号	質 問	回 答
1	契約時から技術者等の設置が必要ですか。	<p>① 工事開始日の前日までは、技術者等(主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者)及び現場代理人の設置を要しない。</p> <p>② 工事着手日の前日までは、技術者等(主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者)の工事現場への専任を要しない。</p> <p>③ 工事着手日の前日までは、現場代理人の現場への常駐を要しない。</p> <p>なお、②は、専任を要する工事のみの取扱いとなります。</p>
2	コリンズ登録は契約日から10日以内とされているが、早期契約制度等の場合も契約日から10日以内なのか。	早期契約制度等の場合は、工事開始日から10日以内としてください。
3	フレックス工期契約制度の場合、受注者が工事開始日までにできることは何ですか。	<p>工事開始日までは、</p> <p>①発注者との打合せ、施工計画書の提出</p> <p>②現場の下見、関係機関・地元住民との協議及び現場への立ち入り</p> <p>③資機材の調達や労働力確保に資する準備(ただし、現場への搬入は不可)</p> <p>④工事施工三者会議の実施(設計者、施工者及び発注者で情報を共有する場合)</p> <p>などを行うことができます。円滑な施工体制を確保するための期間として活用してください。</p>
4	契約時に提出する書類等の提出時期について教えてください。	<p>①工程表 契約後5日以内(契約書の定めによる猶予期間(工事開始日選択可能期間)を含めた工程表を提出)</p> <p>②契約保証金 契約の締結と同時に保証を付さなければならない(履行保証保険契約の場合は、履行保証保険契約の締結後)</p> <p>③配置技術者届 契約時(契約後5日以内)に提出(工事開始日前まで配置を要しない)</p> <p>④施工体制台帳、施工体系図 下請負契約を締結した時</p> <p>⑤施工計画書 工事着手前の適切な時期(詳細は監督員と協議)</p> <p>⑥建退共掛金収納書 工事開始日から1ヶ月以内</p>